平成28年(2016年)10月31日

指定第1号訪問・通所事業者 各位 地域包括支援センター 各位 居宅介護支援事業者 各位

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の単位変更について(通知)

日頃より本市介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営にご尽力賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、本市において平成 28 年1月より標記の総合事業を開始しておりますが、平成 29 年1月1日から、下記のとおり介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにおける単位を月額包括単位(定額制)から1回あたり単位(回数制)へ変更しますので、お知らせいたします。

つきましては、各事業者におかれましては、利用者等にご周知いただくとともに、運用 においてご対応いただきますようお願い致します。

なお、単位変更の詳細については、ホームページ上に掲載しました<u>集団講習会資料及び</u> **Q&A(※Q&Aは11月下旬掲載予定)**にてご確認いただきますようお願い致します。

記

1 実施開始時期

平成29年1月1日から実施

2 単位数

別紙のとおり

※集団講習会等資料「5 単位設定について」参照

【掲載場所】

(http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyousyuudankousyuu.html)

(事務担当) 横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL. 046 - 822 - 9804

FAX. 046 - 827 - 3398

【 単位数 】

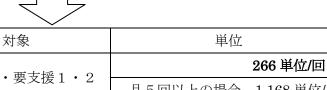
〇訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)

現行(平成28年12月31日まで)

区分	対象	単位
週に1回程度	事業対象者・要支援1・2	1,168 単位/月
週に2回程度	事業対象者・要支援1・2	2,335 単位/月
週に3回以上	事業対象者・要支援2	3,704 単位/月

平成 29 年 1 月 1 日以降

区分



	週に1回程度	事業対象者・要支援1・2		266 単位/凹
			月 5 回以上の場合	1,168 単位/月
	週に2回程度	事業対象者・要支援1・2		270 単位/回
			月9回以上の場合	2,335 単位/月
	週に3回以上	事業対象者・要支援2		285 単位/回
			月 13 回以上の場合	3,704 単位/月

〇通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)

現行(平成28年12月31日まで)

区分	対象	単位
週に1回程度	事業対象者・要支援1	1,647 単位/月
週に2回程度	事業対象者・要支援 2	3,377 単位/月

平成 29 年 1 月 1 日以降



区分	対象	単位
週に1回程度	事業対象者・要支援1	378 単位/回
週に1凹住及		月 5 回以上の場合 1,647 単位/月
週に2回程度 事業対象者・要支援2	389 単位/回	
	尹未刈豕伯・安又抜 2	月 9 回以上の場合 3,377 単位/月